



1、親に迷惑をかける子に相続させたくない

仮に、父F、母Mと長男A・長女Bという親族関係とします。長男Aが、家庭内暴力を振るう、家から金を持ち出す、サラ金や女関係の後始末をさせるなど、Fに万一のことがあったときに不安を感じない訳がありません。このようなAにFの財産を相続させないことができるかについて述べます。

2、遺言と遺留分制度

(1) 江戸時代には、久離・勘当といって、両者微妙に意味と手続は違いますが、親子の縁を切ることができました(当時は、連座制で、一人の犯罪に親兄弟も罰せられたため、縁を切っておく必要があった)。しかし、民法(近代法)ではこのようなことを認めず、親子の縁は切れないものとされました。そうすると、子は常に親の財産を相続できることになるのでしょうか。

(2) このようなことを防ぐ一つの手段として、遺言という方法があります。これは、被相続人となる人(本説例の場合F)が、自己の財産の死後処分として、遺言をすることで死後において自己の財産を自由に処分することができます。これは、生前に自己の財産をどのように処分しようと自由であるのと同じことです。

(3) ただ、相続人(指定相続人)には遺留分が認められています(遺留分については別稿にて述べます)。遺留分とは、被相続人すなわち遺言者の遺言による自由処分意思にかかわらず、遺産をもらえず(あるいは、法定相続分より少なくしかもらえなかった)推定相続人が、遺産の1/2について相続権を主張することができるとい

う制度です。したがって、Fが遺言で遺産(財産)をAに一切与えないと遺言しても、Aは遺留分を主張して、本体の相続分の半分(本説例では1/8)の取得を実現することができます。

(4) 長男Aが被相続人Fの生前にFに出費させて迷惑をかけているから遺産はもらえなくても仕方がないと認めているならば、遺留分放棄と遺言を併用する方法があります(この点も別稿)。

3、廃除

遺言では、被相続人(F)の意思を貫徹することができません。そこで、民法は、「廃除」という制度を用意しました。第892条です。同条は、相続人(推定相続人A)が被相続人(F)に対して、①虐待をし、②重大なぶ初句を加え、または③著しい非行があったときは、推定相続人の廃除(遺留分を含む)を家庭裁判所に請求することができますとしました。また、遺言で廃除の意思表示をすることができるともしています(民法第893条)。いずれの場合においても、最終的には家庭裁判所の審判によります(生前の廃除請求は調停から)。

4、本説例が廃除に該当するか

家庭裁判所の審判例からすると、廃除に値するとするもの、特に少年時代の非行は一概に本人だけの責任と言えるとは限らないとするものなど分かれています。

5、廃除が認められると

Aは被相続人Fについての相続権を失います(Aの子は代襲相続する)。それ以外の親族関係は変わりません。また、廃除につき戸籍に届出します。